

公法学専攻
各専修からのメッセージ

憲法専修

研究指導	教授	愛敬浩二
研究指導	教授	江原勝行
研究指導	教授	金澤孝
研究指導	准教授	山本真敬

いまの時代、憲法を研究することにどんな意味があるでしょうか。憲法改正の動きが急で、ややもすると憲法の研究は、時代の荒波のなかでその意味を失ったかにも見えます。しかし、人類の多年にわたる英知は立憲主義という形で、その国の基本を規定するとともに、ますますその存在意義を高めています。東欧・アジア・アフリカの諸国などでも、立憲主義の研究が近年活発になっています。憲法研究の課題はますます奥行きと広がりを見せていると言っていいでしょう。そうした状況に比して、憲法を専門的に研究する若手研究者はさほど増えていません。憲法の実務的な勉強だけでなく、憲法の学問的研究を深めていくことは、ますます重要になっています。自分自身の問題意識をしっかりとって、憲法研究者への道にチャレンジしてみませんか。大学教員のポストは限られており、研究者への道も決して平坦ではありません。でも、しっかりした問題意識をもち、地道な努力を積み重ねていけば、必ず道は開けます。この国の立憲主義の発展のためにも、憲法研究者の社会的な存在意義は決して小さくありません。

早稲田大学大学院法学研究科憲法専修は数多くの研究者を世に送り出してきました。ここで多様な見解を持った人たちが闊達に議論をたたかわせ、研究者として研鑽を積んでいきました。そのような伝統を踏まえつつ、憲法学に新たな地平を切り拓いていこうという意欲あふれる皆さんを、憲法専修にかかわる教員すべてが歓迎いたします。

行政法専修

研究指導	教授	岡田正則
研究指導	教授	下山憲治
研究指導	教授	田村達久
研究指導	教授	人見剛
研究指導	教授	渡辺徹也

行政法専修では、研究者志望、行政あるいは産業分野でのプロフェッショナルを志望する者を対象に、行政と国民や産業との関係をめぐって形成・展開されている法関係（行政法学）を、基礎研究から高度な専門研究まで広く視野に入れて研究する。

法学研究科を主本属とする渡辺徹也、下山憲治、田村達久の各教授と、法務研究科を主本属とする岡田正則、人見剛の両教授とが、それぞれが専門とする個別行政法領域（例えば、地方自治法、租税法、環境法、社会保障法、都市計画法・まちづくり法、公務員法など）における研究の成果を基礎に置きながら共同で指導に当たる。

次のような2つの主要な柱を立てて、これを軸に研究が進められる。

I 行政法・租税法の基本原理の研究：重要テーマを選択して各自報告し検討する。

II 外国行政法研究：英米独仏における行政法理論の動向を研究する。

中央省庁再編、地方分権改革、金融再編、規制改革、行政手続法や情報公開法の制定、税財政策の新たな動向、行政のグローバル化などにより、行政法理論は大きく変貌しつつある。さらに改正行政事件訴訟法の2005（平成17）年からの施行は、行政訴訟の従来の狭い扉を確実に押し開けると同時に、新たに検討すべき理論的課題を提起し始めている。このような課題に果敢に挑戦し研究を進めるには、法解釈学だけではなく、広く社会科学の研究手法論などにも関心を持って研究してゆく必要がある。幅広い問題関心と、深い洞察力、果敢な研究意欲を有する受講者を希望する。

現在、行政法特殊研究の授業については、租税法研究を集中的に行うクラスと、租税法を除く行政法の総合的研究を行うクラスとに分けて実施されているが、修士論文・博士論文等の論文報告とその検討を行う場合には、前記の全教員からのアドバイス・講評等を一括して受けることができるようにするなど、多角的な検討等が行われるように配慮、工夫している。ここ最近の年度においては、租税法研究としては、Kahn and Kahn's Principles of Corporate Taxation, 2d (Concise Hornbook Series)の講読のほか、直近の税制改正に関する検討などが行われ、行政法研究としては、判例研究のほか、The Legal Doctrines of the Rule of Law and the Legal State (Rechtsstaat) / edited by James R. Silkenat, James E. Hickey Jr., Peter D. Barenboim., Springer, 2014.の講読などが行われた。

なお、租税法研究を志す者がこの行政法専修の課程に入学してくることは、すでに実績も多くあり、しっかりとした指導対応が行われるので、租税法研究志望者も安心して行政法専修を志望されたい。

刑法専修

研究指導	教授	遠 藤 聡 太
研究指導	准教授	大 関 龍 一
研究指導	教授	北 川 佳世子
研究指導	教授	杉 本 一 敏
研究指導	教授	田 山 聡 美
研究指導	教授	松 澤 伸
研究指導	教授	松 原 芳 博

刑法専修においては、研究者として活躍しうる人材を養成することを念頭に研究指導を行う。日本の研究論文のほか、必要に応じて英語や独語の教科書・論文を読解し、その内容について討論することを通じて、刑法学の理解、文献読解能力、論理的構成力等を身につけることが修士課程における重要な課題となる。加えて、修士論文の作成をはじめとした個別的な研究指導も随時行い、研究におけるオリジナリティを育てていくことも目標とする。

研究の道は決して容易いものではないが、実務とは異なる問題意識や、比較法の能力、さらには、現状への批判精神をもった刑法学者が、本法学研究科から育っていくことを願っている。意欲ある学生が、本専修の門戸を叩いてくれることを期待する。

刑事訴訟法専修

研究指導	教授	小 川 佳 樹
研究指導	教授	大 澤 裕
研究指導	教授	酒 巻 匡
研究指導	教授	稗 田 雅 洋

当専修では、刑事訴訟法（刑事手続法）全般、すなわち、捜査・公訴・公判・証拠・裁判・上訴・非常救済手続等のテーマについて、研究指導を行います。日本の刑事訴訟法はもちろんのこと、アメリカ法、ドイツ法等の外国法研究や比較法的研究の指導も、志望者の希望に合わせて行うことになります。なお、研究指導および刑事訴訟法関係の授業を担当する教員は現在 4 名ですが、うち、1 名（稗田雅洋教授）は、刑事裁判官経験者です。

当専修の研究指導は、基本的に研究者を養成することを念頭に置いています。しかし、研究者志望ではないが、刑事訴訟法についてより深く勉強したいという方を排除するものではありません。意欲的に研究に取り組もうという方の入学を期待しています。

刑事政策専修

研究指導 教授 小 西 暁 和

各国において公権力により犯罪対策のあり方が日々工夫されている。こうした刑事政策を研究対象とする学問が刑事政策学である。

本研究指導では、刑事政策学と併せて、解釈学たる少年法学及び犯罪者処遇法学（矯正保護法学）も指導を行っている。これらの学問分野における研究課題に真摯に取り組むことを希望する諸君を歓迎する。

修士課程においては、とりわけ、刑事政策学上の研究を遂行していくための研究方法の基礎を修得してもらいたいと考えている。

刑事政策学では、「政策学」としての特性により、規範的視点（例えば、対策がどのようにあるべきとされているか）からの分析とともに、事実に視点（例えば、対策が実際にはどのように行われているのか）からの分析も常に求められる。そのため、外国語を用いた比較法的な研究も含めて、各種の文献を渉猟するのみならず、実態調査を行うことも必要となってくる。さらには、哲学・心理学・社会学などの多様な学問分野をも踏まえつつ、広い視野から多角的に研究を遂行していくことが望まれよう。

知的好奇心の強い諸君に大いに期待したい。

国際関係法（公法）専修

研究指導 教授 河 野 真理子
研究指導 教授 酒 井 啓 亘
研究指導 教授 萬 歳 寛 之
研究指導 教授 古 谷 修 一

現代の国際社会では、国際法が、法源、条約法、外交関係、安全保障などの伝統的な分野において重要な役割を果たす一方で、国際経済法、人権保障、国際刑事法、国際環境法、国際人道法などの分野で、各分野で独自の法規範の発展がみられるようになっている。国際法の研究は、伝統的な国際法に加えて、こうした様々な法分野における法の発展をも研究対象とする。

国際法の規範の精緻化と人の活動に係る規則の増加に伴い、国際法は国際社会での国家の行動を規律する規則にとどまらず、国内の法制度にも影響を与えるようになっている。こうした分野では、国際法の研究にとどまらず、国際法規範の国内社会への影響をも考察の対象とする必要がある。法学研究科における国際関係論では、国際法に加えて、国内法を含む他の法分野との接点を考察対象とする。

国際関係法（公法）専修は、上記のような様々な国際的な法現象を研究対象とする。研究者を志望する者だけでなく、官公庁、国連等の国際組織やNGOで国際的な仕事に携わることを希望する者を歓迎する。